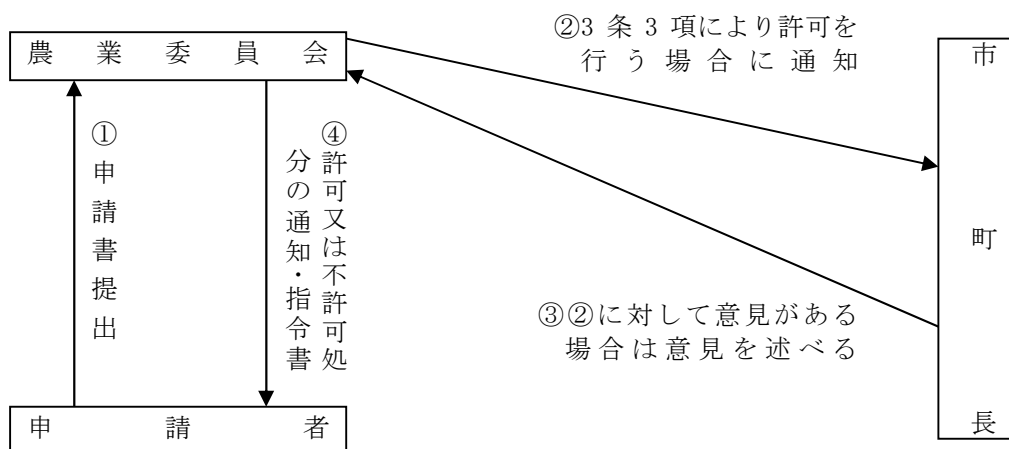


第1-1 農地法第3条関係

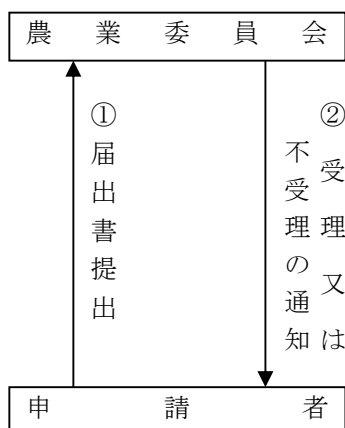
1 法第3条許可の手続き

(1) 許可の手続き (法第3条第1項)



※許可権者は法第3条第3項により許可を行う場合は、同条第4項の規定により市町長へ通知する。通知を受けた市町長は、必要なときは許可権者に意見を述べる。

(2) 届出の手続き (法第3条第1項第13号、規則第15条から17条)



2 法第3条許可申請書の記載例

農地法第3条の規定による許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

農業委員会会長 あて

当事者

<譲渡人（賃貸人、使用貸人）>
住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇 〇 〇 〇

<譲受人（賃借人、使用借人）>
住所 △△町字△△ △△番地△△
氏名 △ △ △ △

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間5年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に〇を付してください。)

記

1 当事者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名（名称）	年齢	職業(主業務)	住所(主たる事務所の所在地)	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人 (賃貸人、使用貸人)	〇 〇 〇 〇	58	農業	〇〇市〇〇町〇〇番地		
譲受人 (賃借人、使用借人)	△ △ △ △	35	農業	△△町字△△ △△番地△△		

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者の氏名 又は名称(登記 簿と異なる場合))	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の 種類	権利者の氏名又 は名称
〇〇市〇〇町123番地	畑	畑	4,000	32,000	〇〇〇〇		
〃 456番地	田	畑	1,800	14,400 (8000/10a)	()		
以下余白							

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利を設定しようとする時期	〇〇年〇〇月〇〇日
土地の引渡しを受けようとする時期	〇〇年〇〇月△△日
契約期間	5年間

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)			樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑			
所有地	自作地	60,000	40,000	20,000		
	貸付地					
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	
		登記簿	現況			
非耕作地	△△町字×× 999番地	田	田	500	谷筋の不整形な田で、機械が進入できず、猪、猿による獣害がひどいため、10年間休耕中です。	

		農地面積 (㎡)			樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑			
所有地以外の土地	借入地	10,000		10,000		
	貸付地					
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	
		登記簿	現況			
非耕作地						

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
	作付(予定)作物	水稻	キャベツ					
権利取得後の面積(m ²)	40,000	35,800						

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	田植え機	トラクター	コンバイン			
	所有 確保しているもの	リース	4条植2台	50馬力1台	4条刈2台		
導入予定のもの	リース		30馬力1台				
(資金繰りについて)		()	(自己資金)	()	()	()	()

(3) 農作業に従事する者 (個人は①~④を、法人は②~④を記入します)

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
 農作業歴 15年、農業技術修学歴 3年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 3人 (農作業経験の状況: 40年1人 30年1人 5年1人)
	増員予定: (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: 10人 (農作業経験の状況: 出荷箱詰作業5~8年の経験者)
	増員予定: 1人 (農作業経験の状況: 未経験)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 7km 車15分

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

<農地法第3条第2項第5号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者 (賃借人等) が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作 (田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。) の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容＝ _____ 、裏作の作付内容＝ _____)

- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

- ①周囲は水田地帯であり、取得後もこれまでどおりブロックローテーションに参加します。
- ②地域の水利調整に参加し、取り決めを守ります。
- ③地域の農地利用調整に協力します。
- ④農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

地域で毎年行う3月の水路清掃、7月の草刈り作業などの出合いや農業関係の寄り合いに参加してその一員として責任を果たします。

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 か月 (直近の実績)

年 か月 (見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(県及び指定市町村を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附随する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

< 農地法第2条第3項第1号関係 >

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業の内容	
現在（実績又は見込み）			
権利取得後（予定）			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）		
2年前（実績）		
1年前（実績）		
申請日の属する年 （実績又は見込み）		
2年後（見込み）		
3年後（見込み）		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者の以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

3 法第3条許可申請書の記載要領

事項	記載要領	添付書類等
1 申請文	<p>(1) 許可申請書は2通（許可書用、審査用）提出します。</p> <p>(2) 権利名は「所有権」「賃借権」「使用貸借による権利」「その他使用収益権（ ）」のいずれかを○で囲み、その他使用収益権の場合は（ ）内にその権利の名称を記載します。</p> <p>(3) 権利移動の態様は「移転」又は「設定（期間）」の該当する方を○で囲み、期間のある権利設定の場合は（期間 ）欄に、その期間を記入します。 例 （期間 1年間）、（期間 8か月間）、 （期間 ○○年○○月○○日まで）</p> <p>(4) 農協への経営委託の場合は、</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">その他使用収益権(経営の委託に伴う使用収益権)</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">設定(期間 ○年間)</p> <p>と記載します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条第3項の規定により許可を申請する場合は、さらに1通（市町長通知用）提出します。
2 あて名	その農地が所在する所の農業委員会会長とします。	
3 1 申請者の氏名等	<p>(1) 原則として<譲受人>1人について申請1件とします。</p> <p>(2) 当事者の連署による申請が原則ですが、以下の場合には<譲受人>の単独申請が可能です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 申請の原因が、競売・公売・遺贈（遺言者又はその相続人もしくは遺言執行者のみ）などの単独行為による場合。</p> <p>② 申請の原因が、判決、裁判上の和解又は請求の認諾、民事調停法による調停、家事審査法による審判又は調停による場合。</p> </div> <p>(3) 法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載します。</p> <p>(4) <譲渡人>の住所が登記事項証明書の記載と異なる場合は、確認資料が必要です。</p> <p>(5) <譲渡人>の氏名が登記事項証明書の記載と異なる場合（具体的には相続登記がなされていない場合）は、真正な権利者であることの証明資料が必要です。（遺言執行人の場合、遺言書写し（公正証書、家裁の検認）で可能）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競落決定書の写し、遺言書の写しなど ・確定判決書、和解調書、調停調書の写しなど ・住民票又は戸籍謄本などの確認資料 ・真正な権利者であることを証する書面 ①必須書類(法定相続、法定相続以外共通)：被相続人から相続人に至る戸籍(除籍)謄本、相続関係説明図 ②法定相続(必要な書類を添付)：他の相

		<p>(6) 権利の取得者が法人である場合には法人格を有することを証明する書面を添付します。</p> <p>(7) 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合は、組合員名簿等の写しの添付が必要です。</p> <p>(8) 使用収益権の譲渡・転貸の場合には、所有者の同意書が必要です。</p> <p>(9) 未成年者の申請の場合は、その氏名の下に親権者の氏名を記入します。</p> <p>(10) 行政書士等の代理人申請の場合は、申請者欄の下に「譲受人・譲渡人代理人」と明記し、住所と氏名を記入します。</p>	<p>続人の相続放棄書、同意書等</p> <p>③法定相続以外(必要な書類を添付)：実印を押印した遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書、相続分不存在証明書、遺言書写し(公正証書、家裁の検認)で可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為の写し) ・組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し ・所有者の同意書 ・親権者等であることを証する書面(戸籍謄本など)、親権者の同意書又は親権者による代理申請 ・委任状
4	2 許可を受けようとする土地の所在等	<p>(1) 土地登記事項証明書の地目と現況による地目を記載します。(1筆について1行とします)</p> <p>(2) 一時利用地又は仮換地中、換地決定後登記前の土地は、2段書きとし、上段に従前地を、下段に一時利用地又は仮換地を() 書きします。</p> <p>(3) 申請地の筆数が多い場合は別紙を作成し記入します(その場合本文には「別紙記載のとおり」と記入します)。 なお、空白欄は「以下余白」又は斜線で表示します。</p> <p>(4) 所有者の氏名又は名称は、登記簿上の所有者を記載します。現所有者が登記簿と異なる場合は、下段に〔 〕書きで現所有者の氏名又は名称を記載します。</p> <p>(5) 一筆の一部を所有権移転する場合は、原則と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る) ・案内図(縮尺1/1500～1/3000程度) ・一時利用地指定通知書写し又は換地処分通知書写し、指定図面写し、一時利用の指定を受けた者の同意書、事業主体の意見書

		<p>して先に分筆を行ってから申請します。</p> <p>(6) 共有地の場合は権利者の氏名等の後に持分割合を記載します。</p> <p>(7) 申請地の登記事項証明書に仮登記（申請者以外のもの）、抵当権（根抵当権を含む）又は差押登記が設定されている場合、これらの権利状態で権利を取得することについて関係権利者が同意していることを申請書に明記又は同意していることを示す書類を添付します。</p>	
5	3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	<p>(1) 権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載します。</p> <p>(2) 水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を併せて記載します。</p>	
6	許可申請書（別添） I 一般申請 記載事項 1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況	<p>(1) 「自作地」及び「貸付地」欄は、現に耕作等を行っている（作業委託・減反による不耕作も含む）面積を記入します。なおその際には、農業委員会に備えられている農地基本台帳と照らし合わせ、間違いの無いようにしてください。</p> <p>(2) 「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。</p> <p>(3) 「非耕作地」欄は、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載します。</p> <p>(4) 申請地は除いて記入します。</p>	・耕作等証明書（別紙様式）
7	1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況	<p>(1) 作付（予定）作物が水田裏作の場合は、田の作付作物の欄に作物の名称の後に（裏作）と記載します。</p> <p>(2) 大農機具又は家畜欄の「大農機具」とは、トラクター、耕運機、動力噴霧機、自走式の田植機、コンバイン、トラック等です。「家畜」とは、乳牛、肉牛、豚、鶏等です。</p> <p>(3) 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載します。</p> <p>(4) 農作業に従事する者の④の時間については、交通手段を併記します。</p>	

		(5) 法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、当該従たる事務所の状況について記載し、別途、法人全体に関するものを「その他参考となるべき事項」欄に記載します。また、④欄に従たる事務所の名称と所在地を記載します。	
8	2 その法人の構成員等の状況	農地所有適格法人にあつては、別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」に所要の事項を記載して添付します。	・農地所有適格法人としての事業等の状況
9	4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況	備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。	
10	その他参考となるべき事項	地上権等が設定される場合にあつては、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載します。	

4 添付書類一覧

(1) 常に必要なもの

NO	添付書類	備考
1	土地登記事項証明書 (規則第10条第2項1号)	全部事項証明書に限る、登記情報提供サービス(民事法務協会)の照会番号の添付も可
2	現地案内図(1/1500~1/3000程度)	現地確認の資料

(2) 場合により必要とされるもの

NO	添付書類	必要とされる場合
1	住民票	土地登記事項証明書の記載と譲渡人の現住所が異なる場合
2	委任状	代理申請の場合
3	真正な権利者であることを証する書面 ①必須書類(法定相続、法定相続以外共通) ・被相続人から相続人に至る戸籍(除籍)謄本 ・相続関係説明図 ②法定相続(下記の必要な書類を添付) ・他の相続人の相続放棄書、同意書等 ③法定相続以外(下記の必要な書類を添付) ・実印を押印した遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書 ・相続分不存在証明書 ・遺言書写し(公正証、家裁の検認)で可能	土地登記事項証明書の記載と譲渡人氏名が異なる場合
4	法人の定款・寄附行為の写し (規則第10条第2項第2号)	法人による場合(地方公共団体、独立行政法人は除く) 法第3条第3項の規定(解除条件付き法人等)により同条第1項の許可を受けようとする場合は、法人登記事項証明書又はその法人の代表者が発行する同条第3項第3号に該当する旨の証明書
5	農地所有適格法人の適格要件が備わっていることを証する書面(法人登記簿謄本) 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し (規則第10条第2項第3号)	農地所有適格法人による場合
6	承認会社の証明書及び株主名簿 (規則第10条第2項第4号) 取締役会議事録、契約書の写し (規則第10条第2項第5号)	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法による承認会社が構成員となっている場合 法第2条第3項第2号チに掲げるものが構成員となっている場合
7	農業経営受託規程	農業協同組合が農業経営受託を行う場合
8	営農計画書	遠隔地、新規、法人の場合等で確認を要する場合
9	耕作等証明書 (法第3条第2項第1号)	他市町村に農地を保有している場合、土地改良事業実施中の場合
10	法3条第3項第1号に規定する条件等が付されている契約書の写し (規則第10条第2項第7号)	法第3条第3項の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合
11	作業受委託契約書の写し	作業の一部を委託する場合

NO	添 付 書 類	必 要 と さ れ る 場 合
12	農地等所有者の同意書 (民法第612条)	所有権以外の権原により農地を使用収益する者が使用収益権を譲渡・転貸する場合
13	借入地転貸理由書	所有権以外の権原により農地を使用収益する者が使用収益権を譲渡・転貸する場合
14	単独申請が可能であることを証する書面 (確定判決書、調停調書、競落決定書の写し) (規則第10条第2項第9号)	単独申請の場合
15	親権者の同意書及び親権者であることを証する書面(戸籍謄本) (民法第4条)	未成年者が申請する場合
16	一時利用地指定通知書(写し)、指定図面(写し)、一時利用の指定を受けた者の同意書(一時利用地の再指定があった場合は再指定を受けた者の同意書)、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書	土地改良事業中の一時利用指定中の場合
17	換地処分通知書(写し)、指定図面(写し)	換地決定後登記前
18	他方申請書(写し)	交換等で許可権者が異なる場合
19	規則第19条第2項の要件を満たしていることを証する書面 (規則第10条第2項第6号)	乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るための事業を行う一般社団法人又は一般財団法人による申請の場合
20	景観整備機構の指定書 (規則第10条第2項第8号)	景観整備機構による申請の場合
21	権利が設定されることの同意書又は説明し同意を得ている旨申請書に記載又は同意していることを示す書類を添付	申請地に仮登記(申請者以外のもの)、抵当権(根抵当権を含む)又は差押登記が設定されている場合

※原本と共に原本と相違ない旨を記載した事項証明書(謄本)等の添付をし、原本還付請求があった場合、原則、許可権限庁にて原本還付可能とします。

5 営農計画書の例

営 農 計 画 書

住所 氏名

(1) 現在の耕作状況																							
土地の所在	地番	地目	面積 ㎡	作付状況 (作物名)	耕 作 状 況												耕作の方法		通作 距離	通作 時間	備 考		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	自家労働	委託					
〇〇町大字〇〇 字〇〇	〇〇	田	5,700	水 稲	—	砕 土	苗運搬 代かき	田植	水管 除 草	理 草 剤・病 害 虫 防 除							収 穫・ 乾 燥・ 籾 運 搬 調 整	砕 土	自家労働	5	分 トラック 10	農用地	
" "	〇〇	畑	3,300	すいか			育苗		除 草 灌 水	剤・病 害 虫 防 除			収 穫・ 出 荷					"	"	1	徒歩5	"	
" "	("	"	3,300	キャベツ	—	取 穫・ 箱 詰 出 荷	育苗 定 植		耕 転	う ね だ ち 薬 剤 散 布						収 穫・ 箱 詰		"	"	1	トラック 5	"	
" "	〇〇	畑	1,000	柿		—	園 地 管 理			防 除					土 地 改 良	—	剪 定		"	2	徒歩10	"	
計			10,000				計 10,000㎡			(田 5,700㎡												畑 4,300㎡)	
記載注意 (1) 市町村ごとに記入 (2) 作付別に記入し、裏作についても記入 (3) 添付される耕作等証明の面積と一致すること																							
(2) 申請地の耕作実施計画																							
土地の所在	地番	地目	面積 ㎡	作付状況 (作物名)	耕 作 状 況												耕作の方法		通作 距離	通作 時間	備 考		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	自家労働	委託					
〇〇町大字〇〇 字〇〇	〇〇	田	1,000																				
一時利用地 団体営土地改良 事業 〇〇地区	〇〇	田	950	水 稲	—	砕 土	苗運搬 代かき	田植	水管 除 草	理 草 剤・病 害 虫 防 除							収 穫・ 乾 燥・ 籾 運 搬 調 整	砕 土	自家労働	5	分 トラック 10	農用地	
計			950				計 950㎡			(田 950㎡												畑 ㎡)	
記載注意 自宅から申請地までの通作案内図とその通作経路を示すこと																							

6 農地所有適格法人としての事業等の状況記載例

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	米・キャベツ・麦	肥料の販売	駐車場経営
権利取得後(予定)	〃	〃	〃

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	15,000千円	1,000千円
2年前(実績)	14,000千円	1,000千円
1年前(実績)	16,500千円	1,000千円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	18,000千円	1,000千円
2年目(見込み)	18,000千円	1,000千円
3年目(見込み)	18,000千円	1,000千円

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
○ ○ ○ ○	200	所有権	10,000	150	150	
□ □ □ □	200	所有権	12,000	150	150	
△ △ △ △	200	所有権	7,000	150	150	
☆ ☆ ☆ ☆	200	所有権	9,000	150	150	

議決権の数の合計	1,000個
農業関係者の議決権の割合	80%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計	
農業関係者以外の者の議決権の割合	

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
□□ □□	〇〇市〇〇町△△番地	取締役	150	150	60	60

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

7 農地所有適格法人としての事業等の状況記載要領

事 項	記 載 要 領	添 付 書 類 等
1 事業の種類欄	<p>1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。</p> <p>(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業</p> <p>ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工</p> <p>イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給</p> <p>ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売</p> <p>エ 農業生産に必要な資材の製造</p> <p>オ 農作業の受託</p> <p>カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供</p> <p>キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給</p> <p>(2) 農業と併せ行う林業</p> <p>(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業</p> <p>2 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。</p>	
2 売上高欄	<p>「農業」欄は、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載します。</p> <p>「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載します。</p>	
3 構成員全ての状況	<p>組員名簿又は株主名簿の写しを添付します。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組員名簿又は株主名簿 ・承認会社であることを証する書面及び構成員の株主名

		載したものを添付します。	簿の写し
4	農業関係者	<p>「2 (1) 農業関係者」には、当該法人の構成員のうち農業関係者の全てについて各々記載します。</p> <p>農業への従事状況欄は、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間のうち、当該農業関係者が従事した日数を記載します。</p> <p>農業関係者の議決権の割合欄は、百分率(%)で記載します。</p> <p>農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。</p> <p>複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。</p> <p>農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。</p>	
5	業関係者以外の者	<p>「2 (2) 農業関係者以外の者」には、当該法人の構成員のうち農業関係者以外の者の全てについて各々記載します。</p> <p>農業関係者以外の者の議決権の割合欄は、百分率(%)で記載します。</p>	
6	理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況	<p>「3理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況」には、当該法人の役員等の全て者について記載します。</p>	
7	重要な使用人の農業への従事状況	<p>省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者とする。</p> <p>「法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う農業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。</p> <p>権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則(使用人の権限及び責任の内容及び範囲があきらかなものに限る。)等で行う。</p>	

8 法第3条許可申請書添付資料のチェックシート

1. 常に必要なもの

土地登記事項証明書

現地案内図

2. 場合により必要なもの

- 住民票（土地登記事項証明書と譲渡人の住所が異なる場合）
- 戸籍（除籍）謄本（相続未登記の場合には実印を押印した遺産分割協議書の写し（法定相続以外）、必要により他の相続人の相続放棄書又は同意書、相続分不存在証明書、添付書類として被相続人から相続人に至る戸籍（除籍）謄本、相続関係説明図、印鑑証明書（法定相続以外）（遺言執行人の場合は、遺言書写し（公正証書、家裁の検認）でも可））
- 法人の登記簿謄本（法人の場合（農地所有適格法人の場合は常に必要））
- 定款・寄付行為の写し（法人の場合）
- 組合員名簿又は株主名簿又は社員名簿の写し（法人の場合）
- 承認会社の証明書及び株主名簿（承認会社が構成員となっている場合）
- 農地所有適格法人としての事業等の状況（農地所有適格法人の場合）
- 取締役会議事録、契約書の写し（法第2条第3項第2号チにあたる場合）
- 農業経営受託規程（農業協同組合が農業経営受託を行う場合）
- 営農計画書（遠隔地、新規、法人の場合等確認を要する場合）
- 耕作等証明書（他市町村で農地を保有している場合）
- 法第3条第3項第1号に規定する条件等が付されている契約書の写し（法第3条第3項の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合）
- 作業受委託契約書写し（作業委託する場合）
- 農地等所有者の同意書、転貸理由書（借入地である場合）
- 確定判決、調停調書、競落決定書の写し（単独申請の場合）
- 親権者の同意書、戸籍謄本（未成年の場合）
- 一時利用指定通知書（写）、指定図面（写）、一時利用を受けた者の同意書、事業主体の意見書（一時利用指定中）
- 換地処分通知書（写）、指定図面（写）
- 他方申請書の写し（交換等で許可権者が異なる場合）
- 委任状（行政書士等が申請する場合）
- 規則第19条第2項の要件を満たしていることを証する書面
- 景観整備機構の指定書
- その他（ ）

9 農地等の利用状況報告書記載例

※法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者は、許可書に付された条件により毎事業年度終了後3か月以内に農地等の利用状況報告書を提出しなければなりません。

農地等の利用状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

農業委員会会長 あて

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

{
 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権
 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集

の設定を受けた

積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

}

農地（採草放牧地）について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。
記

- 1 {
 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者

の氏名等

氏名	住所
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付 面積(又は栽培面 積)	生産数量	反 収	備考
	登記簿	現況					
〇〇市〇〇 町□□番 地	畑	畑	15,000	キャベツ	40,000kg	2,667kg	

- 3 {
 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権
 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集

の設定を受けた

積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

}

農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響
周辺農地と同等の営農を行っており特に影響はありません。

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

4月の水路清掃の出会いに2名、7月の草刈りに3名が参加したほか、11月の地区の収

穫祭の行事の設営に3名が出席、農業関係者の集会に4回出席しました。

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数
□□ □□	取締役	240日

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

1. 不要の文字は抹消してください。
2. 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付してください。
3. 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
4. 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
5. 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
6. 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。
なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。
7. 過去に三重県知事から受けた許可に付されている条件では、農業委員会を經由して三重県知事に報告することとなっていますが、これにかかわらず平成24年4月1日以降に提出する報告については、全て農業委員会あてに提出します。

10 農地所有適格法人報告書記載例

様式例第5号の1

※農地を所有又は耕作の事業の用に供している農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に農地等の利用状況報告書を、その農地を管轄する農業委員会に提出しなければなりません。

農地所有適格法人報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地
 名称及び代表者氏名 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	
主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
経営面積 (ha)	田	1. 2
	畑	0. 8
	採草放牧地	—
法人形態	株式会社	

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米・キャベツ・麦	肥料の販売	駐車場経営

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	15,000千円	1,000千円
2年前(実績)	14,000千円	1,000千円
1年前(実績)	16,500千円	1,000千円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	18,000千円	1,000千円

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
○ ○ ○ ○	1	所有権	10,000	150	150	
□ □ □ □	1	所有権	12,000	150	150	
△ △ △ △	1	所有権	7,000	150	150	
☆ ☆ ☆ ☆	1	所有権	9,000	150	150	

議決権の数の合計 4 個

農業関係者の議決権の割合 100%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数 日

- (2) 農業関係者以外の者((1) 以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号および第4号関係

- (1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	必要な農業への年間従事日数	
					直近実績	見込み
○○ ○○	○○市○○町○○番地	代表取締役	150	150	60	60
□□ □□	○○市○○町△△番地	取締役	150	150	60	60

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2) については、(1) の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。）

(記載要領)

1. 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
2. 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
3. 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
4. 「3 (1) 農業関係者」は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
5. 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

11 農業委員会事務処理の参考（法第3条）

- ① 申請書が農業委員会に到達した日を受付日とする。
- ② 申請書の提出部数、記載内容、添付書類を確認し、記載内容に不備又は必要な添付書類の提出がなければ、申請者に記載内容の訂正、追記又は必要な添付書類の提出等補正を求める。
なお、補正期間は標準処理期間に算定されない。
- ③ 申請内容について、添付書類、農地基本台帳より農地法3条第2項各号に該当しないかどうか確認し、現地調査を行う。
- ④ 農業委員会が法第3条第3項の規定により同条第1項の許可をしようとするときは、同条第4項に基づき、あらかじめ市町長に意見を述べるべき期限を定めて通知する。
- ⑤ 申請案件について、農業委員会総会又は農地部会にて審査を行い、許可又は不許可の処分を決定する。
- ⑥ ⑤の決定に基づき、許可又は不許可を申請者に通知する。
- ⑦ 申請書、通知文（写）については、農業委員会において文書保存年限に従い保存する。
- ⑧ 権利の移転関係を農地基本台帳に記載する。

〇〇市町長 様

〇〇農業委員会会長

農地法第3条第4項の規定に伴う意見について（依頼）

下記の者から農地法第3条第3項の規定により、同条第1項の許可申請書が提出されましたので、農地法第3条第4項の規定により関係書類を添えて通知します。

なお、意見等について、別紙により 月 日（ ）までに御回答ください。

記

- 1 申請者
(賃借人) 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
株式会社 〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 (〇〇業)
(賃貸人) △△市△△町△△番地の△
〇〇〇〇 (農業)
- 2 申請地 △△市△△町△△字△△1234番
(面積) 4500 m² (登記地目) 畑
- 3 設定する権利の内容 賃借権

事務担当

(別紙)

第 年 月 日

〇〇農業委員会会長あて

△△市長

農地法第3条第4項の規定に伴う意見について（回答）

年 月 日付け〇〇第 号で依頼のありましたことについて、
下記のとおり回答します。

記

1. 意見の有無 有 ・ 無

2. 意見

※欄が不足する場合は別様にしてください。

事務担当

13 農地所有適格法人要件確認書記載例

様式例第5の3

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称： 株式会社□□ファーム
 主たる事務所の所在地：△△市▲-▲

記載年月日		●●年1月1日	●●年6月1日	●●年6月1日	
経営面積 (ha)	田	10	15	15	
	畑	—	—	—	
	採草放牧地	—	—	—	
法人形態		有限会社	有限会社	株式会社（非公開会社）	
要件の適否		適	適	適	
事業の 種類	農畜産物名	水稻	水稻	水稻	
	関連事業等名	稲作作業受託	稲作作業受託	稲作作業受託	
	その他事業名	—	—	清掃	
売上高 (円)	農 業	前々回報告	—	—	—
		前回報告	—	—	17,000,750円
		報告	—	17,000,750円	15,500,950円
		合計	—	17,000,750円	32,501,700円
	その他事業	前々回報告	—	—	—
		前回報告	—	—	—
		報告	—	—	16,010,100円
		合計	—	—	16,010,100円
要件の適否		適	適	適	
構 成 員 数	総数	3 (200口)	3 (200口)	4 (200個)	
	農地提供者 ①	2人	2人	2人	
	農業常時従事者 ②	3人	3人	3人	
	農作業委託者 ③	—	—	—	

	農地中間管理機構 ④	—		
	市町村・農協等 ⑤			
	承認会社（投資円滑化 法第10条） ⑥	—	—	—
	議決権の状況 （うち市町村・農業 協同組合系統の有す る議決権）	— ()	— ()	— ()
	①～⑥以外の者 ⑦			
	要件の適否	適	適	適
農業・農 作業従 事の状 況	理事等の総数	3人	3人	3人
	うち農業に常時従事す る構成員数 ⑧	3人	3人	2人
	うち農業に常時従事し 、かつ農作業に従事す る者の数 ⑨	3人	3人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ 、農作業に従事する重要 な使用人の有無	有・ 無	有・ 無	有・ 無
	要件の適否	適	適	適
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）				その他事業の売上高が農業の売上高を超えている。
備考				

(記載要領)

1. 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
2. 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
3. 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
4. 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
5. 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
 - (1) 農業と併せ行う林業
 - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
 - (3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
6. 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。
7. 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
8. 「構成員数」欄には、
 - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に総株主の議決権の数を記載する。
 - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号ヘに該当する者の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載する。

「承認会社(投資円滑化法第10条)」欄は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

9. 「農業・農作業従事の状況」欄には、

(1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員（以下「理事等」という。）の実数を記載する。

(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる者であつて、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

(4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重要な使用人（法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。）のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「0人」の場合に記載する。

10. 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

11. 農地所有適格法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所（支店、支所、分場等）における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。

14 農地所有適格法人要件に係る是正勧告書

農地法第6条第2項の規定による勧告書

文書番号
〇〇年〇〇月〇〇日

主たる事業所の所在地

農地所有適格法人の名称及び代表者の氏名 殿

〇〇農業委員会会長 印

貴法人が農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第6条第2項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなるものないよう各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第6条第3項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡しのあっせんを求めることができますので、御留意ください。

記

- 1 農地法第2条第3項各号に該当しないと認められる事由
- 2 講ずべき必要な措置の内容

15 立入調査報告書例

立入調査結果報告書

- 1 調査対象法人名
株式会社 □□ファーム
- 2 調査実施年月日
○○年○○月○○日
- 3 調査場所
株式会社 □□ファーム本店事務所
- 4 調査内容
(調査した帳簿、作業日誌その他の書類の種類等)
会計書類、作業日誌、清掃業に必要な機械・設備
- 5 判明した事実関係
(調査によって判明した調査対象法人の経営概要、耕作状況等)
 - ・ 農作業従事者として2名を常勤雇用。
 - ・ 清掃業において1名を常勤雇用。
 - ・ 所有農地の一部を貸付け。
- 6 確認された不適正事項
(要件を満たしていない事項又は満たさなくなるおそれがある事項)
 - ・ 清掃業の売上高は、今後増加が見込まれる。
 - ・ 法人代表者の農作業への従事日数が、60日を下回ることを確認。

以上、調査内容及び調査結果について報告する。

○○年○○月○○日

△△農業委員会長
農地 一郎 様

調査担当者 △△市農業委員会
 農業 次郎

16 許可書様式（例）

〇〇指令 第 号

別紙申請は許可します。

年 月 日

〇〇農業委員会会長

条件

（農地所有適格法人の場合）

許可した権利の取得後においてその農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認めるときは、許可を取り消すことがあります。

（法第3条第3項の規定による許可の場合）

この許可の対象となっている使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者は、毎年、事業年度の終了の日から3か月以内に農地法第6条の2第1項及び同法施行規則第60条の2の規定に基づき、当該農地等の利用状況を農業委員会あてに報告しなければなりません。

※申請を却下、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、次のように教示を記載する。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）正副2通を三重県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町）を被告として（訴訟において〇〇市（町）を代表する者は〇〇農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提

起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。